

写

職総発第 0401001 号

職開発第 0401002 号

職保発第 0401001 号

職業発第 0401001 号

職高高発第 0401002 号

平成 14 年 4 月 1 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局

総務課長

雇用開発課長

雇用保険課長

業務指導課長

高齢・障害者雇用対策部

高齢者雇用対策課長

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号。以下「地対財特法」という。）の失効後における職業安定行政の対応等については、平成 14 年 4 月 1 日付け職発第 0401003 号「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等について」により、通知されたところであるが、これに関連して下記の 1 のとおり、関係通達を改廃するとともに、一般対策の活用に当たっての留意事項等は、下記の 2 のとおりとするので、格段の御配意をお願いする。

記

## 1 関係通達の廃止及び改正関係

### (1) 職業安定促進講習関係通達の廃止

イ 「同和対策対象地域住民に対する職業安定促進講習の運営等について（昭和53年11月21日付け雇援発第34号）」の廃止等

標記通達を廃止する。

なお、標記通達の記の4(2)口に基づく、平成13年度の第4・四半期分に係る実施状況報告書は、平成14年4月末日までに提出されたい。

ロ 「職業安定促進講習受講奨励金の支給について（昭和55年5月21日付け雇援発第21号）」の廃止

標記通達を廃止する。

ハ 「職業安定促進講習の運営について（昭和62年5月20日付け雇促発第34号）」の廃止

標記通達を廃止する。

二 「「職業安定促進講習実施要領」の運用について（平成9年4月1日付け雇促発第26号）」の廃止

標記通達を廃止する。

### (2) 職業相談員（同和担当）関係通達の廃止

イ 「「職業相談員（同和担当）の活動指針」について（平成9年3月31日付け雇促発第23号）」の廃止

標記通達を廃止する。

ロ 「職業相談員（同和担当）の一般対策への移行について（平成9年4月1日付け庶発第20号、雇促発第24号）」の廃止

標記通達を廃止する。

### (3) 「雇用調整助成金制度及び特定求職者雇用開発助成金制度に関する雇用保険法施行規則等の一部改正に伴う支給要領の改正について（昭和62年5月21日付け雇促発第29号）」の一部改正

イ 標記通達の記の3の(4)のなお書き中「「同和関係住民」及び」を削除する。

ロ 平成14年3月31日以前に同和関係住民を雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例によるものとする。

ハ 標記通達の記の3の(4)のなお書き中「ウタリ地区住民」を「アイヌ地区住民」に改める。

(4) 「ウタリ地区住民について（昭和50年7月1日付け雇援発第17号）」の一部改正

標記通達中「ウタリ地区住民」を「アイヌ地区住民」に、「ウタリ地区」を「アイヌ地区」に、「ウタリ」を「アイヌ」に改める。

(5) 「公正採用選考人権啓発推進員制度による雇用主研修の実施について（平成9年3月31日付け雇促発第22号）」の一部改正

標記通達の名宛人「関係府県労働局職業安定部長」を「都道府県労働局職業安定部長」に改める。

## 2 一般対策の活用に当たっての留意事項

(1) 一般対策の適正かつ効果的な運用

「教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であつて、35歳以上のもの」（以下「就職困難者」という。）に対する各種援護措置の適用に当たっては、隣保館等の関係機関と密接な連携を図りつつ、きめ細かな職業相談等を通じて、その者の就労状況及び就職活動の実態等を的確に把握し、行政の主体的判断のもとに就職困難度の確認を厳正に行うとともに、真にその措置が必要である者のみを対象とする等、制度の適正かつ効果的な運用に努めること。

(2) 就職困難者の厳正な確認等

就職困難者に該当するか否かの確認は、次により行うこと。

イ 就職困難者に対する援護措置を受けたい旨の申し出がなされた場合には、公共職業安定所において、求職票の他に別添の「相談票」に所要事項を記入させ、提出を求める。

なお、同和関係住民として援護措置を受けたい旨の申し出がなされた場合には、同和関係住民に対する援護措置は平成13年度限りで終了したことを十分説明すること。

ロ 就職困難者であることの判断は、あくまで公共職業安定所長が本人の申し出に基づき個別具体的に行うものであり、その判断の参考とするため、「相談票」をもとに、隣保館等における相談（就労に関する相談を含む。）の実態をきめ細かに確認すること。その際、隣保館等において就職活動を行っている実績がない又はその具体性に欠ける場合には、就職困難者として認められないものであること。

また、相談者の就職支援のため、必要に応じて隣保館等の関係機関と協議を行うなど緊密な連携を図ること。

ハ さらに、本人の学歴、以前勤務していた企業規模、雇用形態等を総合的に勘案

して、不安定な就労環境にあり、経験した職業、技能・知識の程度、労働市場の状況等からみて、公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認めた者であつて、35歳以上のものを就職困難者として認めること。

したがって、例えば、高学歴であつて特定の企業に長年にわたって勤務していた場合や、従業員規模の大きい企業を定年退職した場合などは不安定な就労環境にあるとは言えないので、隣保館等で就職活動を行っていたとしても、一般的には就職困難者とは認められないものであること。

### (3) 隣保館等の範囲

上記隣保館等には、隣保館が設置されていない地域等にあって、実態として、各種相談事業の一環として就労に関する相談を行っている以下の施設を含むものとする。

- イ 広域隣保活動事業を行っている公的施設
- ロ 教育集会所
- ハ 市町村の条例等により、設置されている隣保館又は教育集会所に準ずる公的施設（本省と協議して認めたものに限る。）

### (4) 隣保館等との日常的な連携の推進

就職困難者に該当するか否かの確認に当たって、隣保館等との連携が必要不可欠であることから、職業安定機関は地域の実情に応じ隣保館等との連絡会議を開催して情報交換に努めるとともに、隣保館等における相談業務に資する資料（例えば「仕事探しのためのガイドブック」等）を提供するなど、隣保館等との日常的な連携の推進に努めること。

### (5) その他

- イ 雇用保険法上の所定給付日数に係る就職困難者の年齢については、受給資格に係る離職の日において年齢が35歳以上であること。
- ロ 雇用保険法上の常用就職支度金に係る就職困難者の年齢については、就職日において年齢が35歳以上であること。
- ハ 「相談票」の保存年限は、措置完結後5年とし、保管、破棄に当たっては、慎重な配慮を行うこと。
- ニ 就職困難者の判断に当たって、トラブルが発生し、又は発生するおそれがある場合は、詳細な記録を残しておくこと。

別添

そうだんひょう

秘

## 相談票

ふりがな 氏名	年月日生(満歳)
ふりがな 現住所〒	電話

○ 学歴 (できるだけ詳細に記入してください。最終学歴については学校名を必ず記入してください。)

年	月	学歴

○ 職歴 (最近のものから記入してください。)

年	月	事業所名	主な仕事	企業規模(注1)	雇用形態(注2)
				イロハ	イロハ
				イロハ	イロハ
				イロハ	イロハ
				イロハ	イロハ
				イロハ	イロハ

(注1) イ (30人未満)、ロ (30人以上100人未満)、ハ (100人以上) のうち該当するものを○で囲む

(注2) イ (常用雇用)、ロ (臨時・季節)、ハ (日雇) のうち該当するものを○で囲む

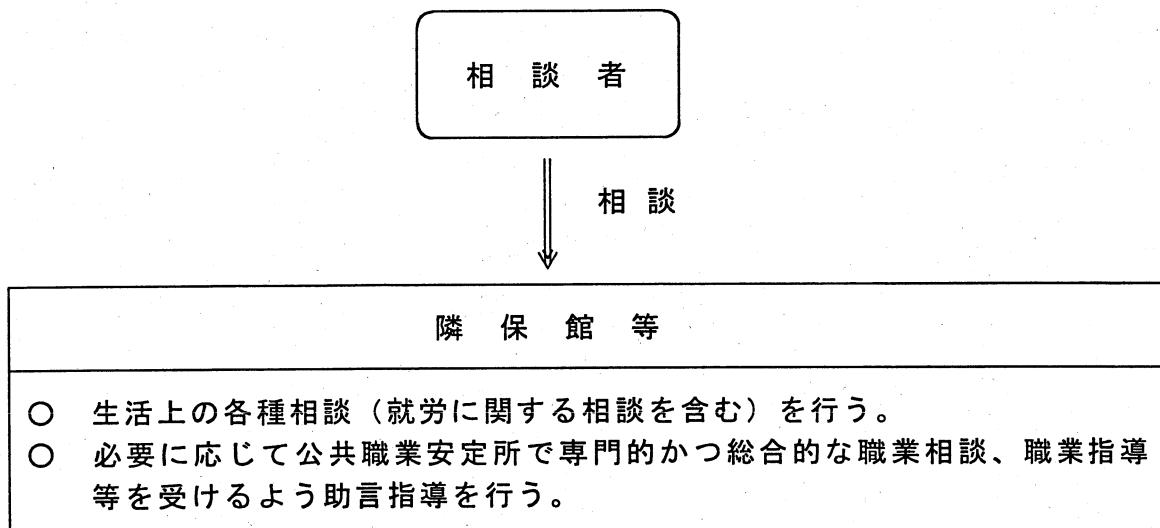
○ 隣保館等における相談の概要 (最近のものから記入してください。)

相談年月日	相談に行った隣保館等名	担当者名	相談の内容(具体的に)

## 取扱注意

## 平成14年度以降における就職困難者の確認等について

公共職業安定所長が以下により隣保館等と連携（隣保館連携方式）して、所要の確認、相談を行ったうえ、就職困難者として認めることとする。



(注)隣保館等には、隣保館が設置されていない地域等にあって、実態として、各種相談事業の一環として就労に関する相談を行っている以下の施設を含むものとする。

- ・広域隣保活動事業を行っている公的施設
- ・教育集会所
- ・市町村の条例等により設置されている隣保館又は教育集会所に準ずる公的施設（本省と協議すること）

